

項	主要用途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	□ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー又はナイトクラブ等
	□ 遊技場、ダンスホール
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗
	ニ カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶又は個室ビデオ等
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	□ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所等
	□ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、有床診療所、有床助産所、無床診療所又は無床助産所
	□ 老人短期入所施設等、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設等
	ハ 老人デイサービスセンター等、更生施設、助産施設、保育所等、児童発達支援センター等、身体障害者福祉センター等
	ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校等
(8)	図書館、博物館、美術館等
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気・熱気浴場（サウナ、スーパー銭湯等）
	□ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11)	神社、寺院、教会等
(12)	イ 工場又は作業場
	□ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場
	□ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	□ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（（16-2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡跡の建造物
(18)	延長50m以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車